

裁 決 書

審査請求人

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇〇〇

処分庁

荒尾市企業管理者

上記審査請求人から令和2年4月24日付けで提起のあった荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定に基づく行政文書の一部及び全部を開示しない旨の決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求に対して、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、条例第5条の規定に基づき、荒尾市企業管理者（以下「実施機関」という。）に対し、令和元年12月20日付けで実施機関に対し、「企業局：水道事業等包括委託業務に係わる開示」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件請求に対し、第三者への意見聴取に期間を要すること等を理由に、条例第11条第2項の規定により、令和2年1月31日まで開示決定等の期限を延長した。
- 3 実施機関は、本件請求に対し、開示請求の対象となる文書（以下「対象文書」という。）を次のとおり特定した。
 - ①「債務負担行為計算書」
 - ②「荒尾市水道事業包括委託業務債務負担決定のための参考資料」
 - ③「平成27年度荒尾市水道事業会計補正予算（第1号）」

- ④「モニタリング委員会業務記録（平成29年度及び平成30年度の第1四半期から第4四半期）」
- ⑤「荒尾市水道事業包括委託にかかる「モニタリング実施計画書」
- ⑥「包括委託を導入したことによる荒尾市水道事業等への評価及び検証業務報告書」
- ⑦「包括委託を導入したことによる荒尾市水道事業等への評価及び検証業務報告書（概要版）」
- ⑧「包括委託を導入したことによる荒尾市水道事業等への評価及び検証結果について」
- ⑨「荒尾市水道事業包括委託参考見積書」
- ⑩「荒尾市水道事業等包括委託費に係る平成28年度支出調書」
- ⑪「荒尾市水道事業等包括委託費に係る平成29年度支出調書」
- ⑫「荒尾市水道事業等包括委託費に係る平成30年度支出調書」
- ⑬「荒尾市水道事業等包括委託費に係る平成31年4月1日から令和元年12月20日までの支出調書」
- ⑭「平成29年度分荒尾市水道事業等包括委託業務モニタリング確認通知書について（伺）（第1四半期から第4四半期）」
- ⑮「平成30年度荒尾市水道事業等包括委託業務モニタリング確認通知書について（伺）（第1四半期から第4四半期）」
- ⑯「平成29年度四半期報告書（第1四半期から第4四半期）」
- ⑰「平成30年度四半期報告書（第1四半期から第4四半期）」
- ⑱「平成29年度財務書類」
- ⑲「平成30年度財務書類」
- ⑳「年度報告書（平成29年度）」
- ㉑「年度報告書（平成30年度）」
- ㉒「包括委託を導入したことによる荒尾市水道事業等への評価及び検証業務委託議事メモ」

そして、①から⑧までの対象文書は開示することを決定し、⑨から㉒までの対象文書は条例第7条第2号又は同条第3号アに該当するため不開示情報を除いた部分について開示することを決定し、審査請求人が開示を求める「SPC（特別目的会社）の設立時の株主構成及び株数を確定させた内部文書（決裁文書・議事録・業務記録等）」については、文書を保有していないとして開示しないことを決定し、令和2年1月31日付けでそれぞれ開示決定、部分開示決定及び不開示決定を行った。

4 審査請求人は、上記の部分開示決定及び不開示決定（以下「本件処分」という。）について、その決定を不服として、令和2年4月24日付けで審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が行った本件処分を取り消し、対象文書の全部の開示及び文書の不存在を理由に不開示とした行政文書の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 開示請求の対象となる情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活等の利益とこれを公にしないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量した場合、前者の利益を保護することの必要性が後者を上回れば、当該情報を開示しなければならないとする判断があるところ、本件処分の対象である水道事業に関する情報は、人の生命、健康、生活等に係わるものであることに鑑みれば開示すべきである。

特に、モニタリング確認通知書の記載内容は、保護される人の生命、健康、生活等の利益保持に必要な情報に当たり、公共性の観点からも開示対象とすべきである。

イ 実施機関から水道事業等包括委託業務を受けるあらおウォーターサービス株式会社は、水道事業等包括委託契約に基づく事業を目的とした事業会社で、水道事業の運営を包括的に受託しており、その事業活動は委託契約の範囲内で行っている。

よって、あらおウォーターサービス株式会社は、一般の事業会社と異なり、市場経済における競争にさらされる環境がなく、他の事業会社が本件包括委託事業に参入できる可能性も低い又はないものと言えることから、法人の事業活動を損なうおそれを理由に不開示とした決算書は不開示情報に当たらない。

ウ 実施機関は、四半期ごとにあらおウォーターサービス株式会社に支払う固定費の金額そのものが知的財産に該当することを理由に不開示とするが、そもそも知的財産と対価払いとなる固定費の金額に係る関係性はない

ものと判断されることから、支払通知における固定費は不開示情報に当たらない。

エ あらおウォーターサービス株式会社の株主構成については、アドバイザー契約履行者である株式会社日水コンがSPC設立にも関与しており、おのずと実施機関と契約関係にある株式会社日水コンとの間で合意形成された経緯の行政文書等が存在しているはずであり、アドバイザー会社である株式会社日水コンに本件を依存した形であっても、その経緯と内容については、実施機関がその承認又は確認事項として得た実情に基づく行政文書が存在するものと判断する。

また、あらおウォーターサービス株式会社との契約書には、主たる会社が株主比率50%を有するという条件記載があることから、本契約書の作成段階において、株主構成について一定の協議又は調整が行われていたはずであり、実施機関が株主構成につき認めるに至る組織行為があったはずである。

2 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) モニタリング確認通知書における不開示については、荒尾市水道事業包括委託自体が全国でも類を見ない先進的な事例であり、その事業自体が少なく、現在受託しているあらおウォーターサービス株式会社の構成企業を含んだ独自の技術、経理、営業等を含む提案及び業務計画が記されているものであることから、これを開示すると、事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあると判断し、不開示とした。
- (2) 財務書類における不開示については、あらおウォーターサービス株式会社の経理及び内部管理に関する情報であり、開示することにより、法人の事業活動が損なわれると判断し、不開示とした。
- (3) 固定費の金額における不開示については、あらおウォーターサービス株式会社からの金額の提案によるものであり、構成企業の技術、販売、営業等の独自のノウハウや情報を基に提案された金額であることから、これを開示すると事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあると判断し、不開示とした。
- (4) SPC設立時の株主構成及び株数を確定させた内部文書の不開示については、SPC設立時の株主構成及び株数は、あくまで水道事業包括委託業務に応募した応募企業及び応募グループが株主構成及び株数を取り決めるものである。

よって、SPC設立時の株主構成及び株数を確定させた内部文書は保有していない。

理 由

1 実施機関は、条例第18条第1項の規定により、令和2年4月24日付けで提起された審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、令和2年7月30日付けで荒尾市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

2 令和3年4月8日付け答申第1号で示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 本件不開示事由該当性について

まず、審査請求人は、本件処分の対象である水道事業に関する情報は、人の生命、健康、生活等に係わるものであることに鑑みれば開示すべきである旨を主張している。これは、条例第7条第3号本文但書の公益上の義務的開示についての主張であると解されるが、現実的に人の生命、健康、生活等に影響を及ぼした事実や具体的な蓋然性は認められないため、あらおウォーターサービス株式会社の権利利益に比して保護するために公にすることの必要性が認められると解することはできない。

次に、審査請求人は、あらおウォーターサービス株式会社の実質が一般の事業会社と異なり、市場経済における競争にさらされる環境にないため、条例第7条第3号本文の法人等に関する情報には該当しない旨を主張しているが、ここにいう市場経済における競争は、水道管理業務の委託を受ける事業に関する競争であり、荒尾市内のみに限定するものではないため、競争にさらされる環境にないと解することはできない。

また、審査請求人は、あらおウォーターサービス株式会社はSPC（特別目的会社）であることも開示すべき理由として上げるが、SPCのサービス提供は、構成企業等への業務の委託によって初めて履行されるのが通常であり、SPCが保持する技術、販売、営業等のノウハウ情報は、構成企業のそれらを基盤にしているため、開示することにより、法人の事業活動が損なわれると判断したことは妥当であると解される。

そして、あらおウォーターサービス株式会社に支払う固定費の内訳の不開示についても、構成企業の技術、販売、営業等の独自のノウハウや情報を基に提案された金額について、これを事業者の知的財産と評価す

るかは別としても、条例第7条第3号本文における法人等に関する情報に該当することは明らかであり、かかる判断も妥当と解される。

さらに、審査請求人は、SPC設立時の株主構成及び株数を確定させた内部文書に関する行政文書が存在すると主張するが、実施機関が保有していないものについて、当審査会において不開示の当・不当を判断することはできない。

(2) 小括

実施機関における本件処分不開示事由は、条例第7条第2号又は同条第3号アに該当すること及び文書を保有していないことであるが、当審査会においては、いずれの判断についても妥当であると思料する。

(3) 結論

以上より、令和2年1月31日付け荒企業第545号及び第546号で実施機関が行った行政文書部分開示決定及び不開示決定は妥当である。

3 以上のことから、審査会の答申を尊重して主文のとおり裁決する。

令和3年4月28日

審査庁

荒尾市企業管理者 宮崎 隆生